

●保育を必要とする事由について（2号、3号認定）

- ①就労・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護）
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む。）
- ⑦就学（職業訓練等における職業訓練を含む。）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※①～⑩従事する時間により保育の必要量を審査し、保育標準時間認定（最大11時間利用可能）・保育短時間認定（最大8時間利用可能）を決定します。

●保育を必要とする事由ごとの有効期限について

1号認定～認定された日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまで

2号認定

- ①就労・疾病・障がい・介護・看護・災害・虐待・DVの場合は、小学校就学の始期に達するまで
- ②妊娠・出産の場合は、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日か小学校就学の始期に達するまでのいずれか短い期間
- ③休職活動の場合は、認定された日から90日を限度として市町村が定める期間か小学校就学の始期に達するまでのいずれか短い期間
- ④教育施設に在学・職業訓練の場合は、当該小学校就学前子どもの保護者の卒業予定日または修了予定日が属する月の末日までの期間か小学校就学の始期に達するまでのいずれか短い期間
- ⑤育児休業の場合は、認めた事情を勘案して市町村が定める期間

3号認定～認定された日から満3歳に達する日の前日までの期間を基準に2号認定の②から⑤までの事情を考慮した期間

●利用者負担額（保育料）、延長保育料、預かり保育料などの料金に関することは、別紙折込み文書でお知らせしていますので、ご覧ください。

認定こども園についてのお問い合わせは 中央保育所 電話・告知端末機（5-1254）
または役場町民課 電話（5-1115）・告知端末機（5-8815）でお受けしています。

～問寒別へき地保育所 入所児募集について～

問寒別へき地保育所では、平成27年度の入所児を2月1日～28日までの期間で募集いたします。

- ・募集定員 30名
- ・対象児童 小学校入学前の児童（但し、設備の関係で2歳未満の児童を除く）
- ・入所事由 保護者の就労等により家庭で保育できない場合
3歳以上児については、集団生活の経験をさせたい等の場合
- ・手続き 入所申込書、就労等の証明書、同意書を問寒別へき地保育所に提出してください。
（各様式は問寒別へき地保育所または中央保育所に備えてあります）
- ・問い合わせ先 問寒別へき地保育所 電話・告知端末機（6-5404）
中央保育所 電話・告知端末機（5-1254）